

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

事業計画の内容や環境影響評価調査計画書に係る知事の審査意見書及び都民の意見書等を勘案して予測・評価項目を検討・選定し、現地調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1) 環境大気 事業区域から発生する粉じん（降下ばいじん）は、事業着手～1年後の採掘作業の重機台数は現況と変わらないほか、粉じんの発生源となる施設及び関係車両も変わらず、また今後も継続して粉じん防止対策を講じていくことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。また、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～20年後、20年後～30年後まで、事業着手～1年後と同様に重機台数等は現況と変わらないことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。したがって、事業区域周辺の環境大気は現況と同程度と予測され、評価の指標を下回ると考える。</p> <p>(2) 沿道大気 沿道大気の評価地点である地点1（橋橋交差点）の将来交通量は、事業着手～1年後、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～20年後、20年後～30年後まで、いずれも現況と変わらないと考えられる。したがって、沿道大気は現況と同程度と予測され、評価の指標を下回ると考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>(1) 掘削に伴い発生する発破騒音 発破騒音レベルは敷地境界で20年後～30年後に最大61dBと予測され、評価指標を下回る。また環境保全措置の実施により実行可能な範囲でできる限り影響の回避・低減が行われると考えられる。以上のことから発破騒音による影響は小さいと評価する。</p> <p>(2) 掘削に伴い発生する発破振動 発破振動レベルは敷地境界で20年後～30年後に最大59dBと予測され、評価指標を下回る。また、環境保全措置の実施により実行可能な範囲でできる限り影響の回避・低減が行われると考えられる。以上のことから発破振動による影響は小さいと評価する。</p> <p>(3) 工場稼働・掘削に伴い発生する重機騒音 重機騒音レベルは敷地境界で20年後～30年後に最大63dBと予測され、評価指標を上回るが、環境保全措置の実施に加えて、特に民家に近い敷地境界周辺を掘削する際には重機の同時稼働を回避すること等により実行可能な範囲でできる限り影響の回避・低減が行われると考えられる。以上のことから重機騒音による影響は小さいと評価する。</p> <p>(4) 工場稼働・掘削に伴い発生する重機振動 重機振動レベルは敷地境界で20年後～30年後に最大42dBと予測され、評価指標を下回る。また、環境保全措置の実施により実行可能な範囲でできる限り影響の回避・低減が行われると考えられる。以上のことから重機振動による影響は小さいと評価する。</p> <p>(5) 出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音 道路交通騒音レベルは68dBと予測され評価の指標とした環境基準を下回る。また、環境保全措置に加えて搬入搬出の計画的な運行や時間帯を考慮すること等により、実行可能な範囲でできる限り影響の回避・低減が行われると考えられる。以上のことから出荷ダンプトラックの走行による騒音影響は小さいと評価する。</p> <p>(6) 出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通振動 道路交通振動レベルは30dB、31dBと予測され評価の指標とした環境基準を下回る。また、環境保全措置の実施により実行可能な範囲でできる限り影響の回避・低減が行われると考えられる。以上のことから出荷ダンプトラックの走行による振動影響は小さいと評価する。</p>
3. 水質汚濁	<p>浮遊物質（SS）に係る評価の指標は、下流河川の水質（SS）への影響の程度とした。平水時（無降雨時）の下流河川における各予測時点での水質（SS）は、現況と同程度と予測され、当該施設からの排水が河川に与える影響はほとんどないと考えられる。降水時の下流河川における各予測時点での水質（SS）は最大で19.7mg/lと予測され、環境基準（25mg/l）と比較しても、基準を上回ることはない。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 地形・地質	<p>事業着手 30 年後における土地の安定性の変化の程度について、採掘に伴う土地の安定性の変化の程度は軽微であると予測された。</p> <p>さらに、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避または低減することを目的とし、事業実施段階の環境保全措置として、落石防止ネットやしがら柵を設置することから、周辺への影響はほとんど生じないものと考えられる。</p>
5. 水循環	<p>南秋川では、流域面積に対する土地改変面積の程度は軽微であることから、河川流量に対する影響は小さいと考えられる。馬道沢では下流集落の一部で利水があるものの、その利用は限定的であり、生活用水は基本的に公共水道により賄われていることから、利水に対する影響は小さいと考えられる。</p> <p>また、前述の環境保全措置の実施により実行可能な範囲でできる限り影響の回避・低減が行われることから、土地改変による影響は小さいと評価する。</p>
6. 生物・生態系	<p>採掘区域内はそのほとんどが森林環境となっており、事業着手 30 年後までにコナラ群落 (13.45ha)、スギ・ヒノキ植林 (10.76ha)、フサザクラ群落 (0.72ha)、モミ群落 (0.78ha)、伐採跡地群落 (1.51ha) の計 27.21ha の植物群落とそこに生息する動物種の繁殖、採餌、休息場が消失、縮小する。</p> <p>一方、残留緑地と採掘区域の間に設けられた回復緑地では、伐採後数年でヌルデやアカメガシワ、ウツギ等の陽性低木が侵入するほか、コナラやアセビ、リョウブの切り株から萌芽が進みマント群落形成される。このマント群落が採掘区域と残留緑地の緩衝帯となることで、残留緑地に生育する植物種および植物群落は日当たり・風当たりの影響を大きく受けず、概ね現状のまま保全される。また、採掘が終了した法面の小段では、木本類の安定的な生育が確保されるよう意図し、岩盤を掘削した上で現地産の表土等の良質土を客土し、アカマツやコナラ等の在来種やハギ類等の肥料木を中心に植樹を行う。</p> <p>さらに注目される植物種については移植等により個体群の維持を図る。</p> <p>動物相及び動物群集の環境は、事業により、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林、フサザクラ群落、モミ群落、伐採跡地群落が消失し、森林性の動物の生息環境が一部消失することにより、行動範囲が比較的小さい小型哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類といった樹林性の動物種及び生物群集の生息環境が消失し、個体群の一部が死滅するため、一時的に個体数が減少すると考えられる。しかし、残留緑地及び周辺に同様な環境が広く存在していること、また事業区域内の植栽緑地の樹林化が進むことにより、将来的に生息環境が創出され、個体数も回復すると考えられる。</p> <p>行動範囲が広い中～大型哺乳類、鳥類は、採掘に伴う樹林の伐採により生息環境の一部が消失するが、これらの種は移動能力が高いため、事業の進捗状況に応じて忌避、周辺の類似環境へ移動することが考えられる。将来的には、事業区域内の植栽緑地の樹林化が進むことにより、生息環境の一部として利用するようになると考えられる。</p> <p>また、既採掘区域内の沈砂池、洪水調整池は、事業による改変を行わないこと、排水計画及び水質汚濁、水循環に係る環境保全のための措置により、水質、流量は現状と比べて変化が小さいこと、カエル類の繁殖期を避けて浚渫を行うことから、繁殖場、採餌場は概ね維持され、影響は回避・低減できると考える。</p> <p>したがって、評価の指標とした「生態系の機能及び構造の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると評価する。</p>
7. 景観	<p>(1) 地域景観の特性</p> <p>事業の実施により採掘範囲の植生及び地形の改変や新たな残壁面が出現することがあげられるが、事業区域の可視範囲は非常に限られ、可視領域においても樹林や稜線等に遮られて事業区域全体を見渡すことは非常に困難である。また、採掘終了後の犬走り部及び盛土造成部等については、客土及び植栽又は吹き付けによる早期植生の回復による修景を図る。以上のことから周辺景観との違和感は実行可能な範囲で低減され、評価の指標とした「地域景観の特性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表 4-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 景 観	<p>(2) 主要な眺望地点の変化の状況</p> <p>地形の改変による稜線の変化や新たに残壁面の出現などにより眺望に変化を及ぼす地点があることから、事業の進捗にあわせて、採掘終了後の犬走り部及び盛土造成部に客土及び植栽又は吹き付けによる早期緑化に努め、植生の回復による修景を図る。また、植栽樹木は緑化計画に基づき適正に管理することから、事業着手 30 年度(植栽生育後)には周辺の山林と調和する。採掘により稜線が変化するが、周辺の山林は維持されるため、山並みが連続する丘陵地としての景観は維持されると考える。これらのことから周辺景観との違和感は実行可能な範囲で低減され、評価の指標とした「地域景観の特性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
8. 人と自然との触れ合いの場	<p>本事業の実施に伴う影響について予測した結果、人と自然との触れ合い活動の場及び利用状況に与える影響はない。また、環境保全措置として日曜日の搬入・搬出を避けること等により影響の回避・低減が図られると考える。</p> <p>以上のことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度は、評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
9. 廃棄物	<p>(1) 伐採樹木の発生量</p> <p>事業実施に伴い発生する伐採樹木は、材木等として販売するといった有効活用を可能な限り行い、その他の伐採樹木はしがら柵、シイタケ原木、エコスタック（小動物等の生息環境創出）、残留緑地内での肥料等といった方法で可能な限り有効活用する。したがって、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものと考ええる。</p> <p>(2) 廃土・廃石等の発生量</p> <p>発生する廃土・廃石のうち良質な表土は、犬走り部や平坦部の植栽緑地の客土として利用する等といった有効利用をできる限り行い、その他の廃土・廃石は事業区域内に堆積又は埋め立てを行う。また砕石製造工程で発生する脱水ケーキは、盛土材として可能な限り場内で利用する。したがって、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものと考ええる。</p>
10. 温室効果ガス	<p>本事業の実施による 30 年後の CO₂ の排出量は 3,924 (t-CO₂/年) と予測され、年間の生産量は現況と変化がないことから、CO₂ 排出量は現況と同程度と考えられる。一方で、事業の実施により森林伐採が進み CO₂ 固定量が減少するが、残存樹木の確保、回復緑地・植栽緑地の創出により新たな吸収源が確保できる。</p>

5. 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

調査計画書の主な修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由の概要は表 5-1 に示すとおりである。調査計画書に対する知事の審査意見書等を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

表 5-1 調査計画書の主な修正の概要

修正箇所 (章番号は評価書案のものを示す)	修正事項	修正内容及び修正理由
第 8 章 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
8.2 騒音・振動	8.2.1 現況調査	知事意見を踏まえ、低周波空気振動の調査を追加した。
8.5 水循環	8.5.2 予測	村長意見を踏まえ、馬道沢の利用状況を把握し、影響の程度について予測・評価を行った。